

教育委員会提出議案

第11号議案

豊島区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

豊島区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
豊島区教育委員会公告式規則（昭和27年教育委員会規則第4号）の一部を
次のように改正する。

第2条中「教育委員会事務局前掲示場」を「豊島区役所の門前掲示場」に改
める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(説 明)

文言の修正のため、本案を提出する。

豊島区教育委員会公告式規則（昭和27年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○豊島区教育委員会公告式規則</p> <p style="text-align: right;">昭和27年11月11日</p> <p style="text-align: center;">教育委員会規則第4号</p> <p>第1条 豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）規則は、教育委員会の指名する2名の委員が署名し、公布年月日を記入の上、同日教育委員会の名でこれを公布する。</p> <p>第2条 教育委員会規則及び告示は、これを教育委員会事務局前掲示場に掲示して公告式とする。</p> <p>第3条 教育委員会規則は、特に施行期日を定めた場合を除いては公布の日から起算して7日を経て、これを施行する。</p>	<p>○豊島区教育委員会公告式規則</p> <p style="text-align: right;">昭和27年11月11日</p> <p style="text-align: center;">教育委員会規則第4号</p> <p>第1条 豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）規則は、教育委員会の指名する2名の委員が署名し、公布年月日を記入の上、同日教育委員会の名でこれを公布する。</p> <p>第2条 教育委員会規則及び告示は、これを<u>豊島区役所の門前掲示場</u>に掲示して公告式とする。</p> <p>第3条 教育委員会規則は、特に施行期日を定めた場合を除いては公布の日から起算して7日を経て、これを施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="color: red;">この規則は、公布の日から施行する。</p>

○豊島区教育委員会公告式規則

昭和27年11月11日

教育委員会規則第4号

改正 令和6年 月 日教委規則第 号

第1条 豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）規則は、教育委員会の指名する2名の委員が署名し、公布年月日を記入の上、同日教育委員会の名でこれを公布する。

第2条 教育委員会規則及び告示は、これを豊島区役所の門前掲示場に掲示して公告式とする。

（令6教委規則●・一部改正）

第3条 教育委員会規則は、特に施行期日を定めた場合を除いては公布の日から起算して7日を経て、これを施行する。

附 則

この規則は、公布の日からこれを施行し、昭和27年11月1日より適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。